

岩内町

町内事業者物価高騰対策支援金 Q & A

2022.11.29 時点

Q 1. 支援金の使途に制限はあるか。

使途に制限はありません。物価高騰等の影響緩和のために広くお使いください。

Q 2. 個人事業主で、所得税がかからないため税務署から確定申告が必要ないと言われ、申告をしていない場合、どうすればいいか。

収入の大小にかかわらず住民税申告を行うことができますので、申告していただいた後、当該「収支内訳書」を添付してください。

住民税申告は、下記の窓口で申告できます。

【お問い合わせ】

岩内町役場 町民生活部 税務課 1階 ⑥窓口

電話 0135-67-7091

Q 3. 創業後間もないため、確定申告書を提出できない場合、どうすればいいか。

確定申告書の代わりに、「開業届」及び「事業計画書」を提出してください。

Q 4. 「町内に事務所又は事業所を有している」とは具体的にどのような要件か。

申告書において、事業所等が岩内町内であると確認できることが要件となります。

法人にあっては、本社所在地は岩内町外であるが、事業所（支店）等が岩内町内にある場合は、対象となります。

Q 5. 「住居と区分されているものに限る。」とあるが、事業所と自宅と兼用している場合は対象とならないのか。

事業所等の場所が自宅と明確に区別できる場合は対象とし、自宅と共用している場合は対象外とする（電気料の契約が自宅と同一でも構わない）。

Q 6. 複数の事業所を有している場合は、それぞれ申請できるか。

本申請は、確定申告又は住民税申告毎に受け付けております。

別法人として申告している場合は、それぞれ申請できます。

Q 7. NPO法人であるが対象になるか。

確定申告を行っているなど、要件を満たせば対象となります。